○奈良県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令の制定について（例規）

（昭和57年９月６日例規第28号）

［沿革］　昭和57年10月例規第32号改正

このたび、奈良県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令（昭和57年８月奈良県警察本部訓令第11号）を別記のとおり制定し、昭和57年９月６日から施行することとしたから次により適切に運用されたい。

記

第１　制定の趣旨

警察職員の士気高揚を図り、団結力を強固にするため、新たに制定した奈良県警察旗（以下「警察旗」という。）の制式及び取扱いについて必要な事項を定めたものである。

第２　要点

１　警察旗の種別及び制式を定めた。

２　警察旗の使用について定めた。

３　警察旗の保管について定めた。

第３　運用解釈上の留意点

１　警察旗の種別及び制式（第２条関係）

（１）　警察旗の種別は、本旗及び略旗の２種類とした。

（２）　警察旗の制式は、本旗及び略旗とも、万葉の昔から奈良を表す色として奈良県旗に用いられている蘇芳色を地色とし、警察を表徴する旭日章を中央に配した。

また先輩職員が築き上げた輝かしい伝統を引き継ぎ、未来に向かつて一致団結し責務完遂にまい進する本県警察職員の姿を奈良の表徴ともいえる鹿（２頭）の躍動する姿で表し、「奈良県警察」の文字は、宣誓の趣旨実現の目的を白色で表した。

２　使用（第３条関係）

（１）　本旗

「奈良県警察として行う主要な行事」とは、次のものをいう。

ア　警察署長会議

イ　仕事始め式、仕事納め式

ウ　視閲式

エ　各種記念式典（祭典を含む）

オ　初任科入校式及び初任総合科卒業式

カ　表彰式

キ　各種術科大会

ク　警察庁舎落成式

（２）　略旗

「部隊活動として必要なとき」とは、次のようなときをいう。

ア　総合警備訓練

イ　各種警備実施等に当たり、部隊の位置を表示する必要がある場合

（３）　「士気高揚のため必要のあるとき」とは、他機関が主催する各種競技会又は各種訓練等に参加する場合で、警察旗を使用することが適当であると本部長が認めたときをいう。

３　警察旗の保管及び使用上の留意事項

警察旗の保管及び使用に当たつては、奈良県警察の象徴であることをよく認識し、破損、汚損等のないよう特に配意すること。

第４　部隊活動における操作要領

部隊活動における警察旗の操作要領は、別表のとおりとする。

別　表

警察旗の部隊活動における操作要領

動　　作		号　　令	要　　領
旗手の位置			部隊が縦隊の場合は指揮官の後方約３歩、横隊の場合は指揮官の左側約３歩に位置する。
基本の姿勢		「気をつけ」	号令で、棒尻を帯皮の保持筒に受け、右腕のひじを軽く曲げて右手を肩の高さにして旗棒を握り、やや前（約30度）に傾ける。（第１図） 右手だけで保持するのが困難な場合は、左手で棒尻を握る。
休めの姿勢		「休　　め」	号令で左足を横に開き、左手で棒尻を握る。（第２図）
停止間の敬　礼	本旗	「○○に…注　目」	予令で左手で棒尻を握り、旗棒を垂直に立て、動令で右腕のひじを伸ばし、旗を前方に倒すと同時に受礼者に注目する。（第３図）
		「なおれ」	号令に合わせ、頭を正面に戻すと同時に基本の姿勢に戻る。
	略旗	「○○に…注　目」	予令で左手で棒尻を握り、旗棒を保持筒から抜き、旗棒を右腕いつぱいに伸ばして垂直に上げ、動令で旗棒を前に倒し、旗尻を右脇にかかえるようにして肩の高さに水平に保つと同時に受礼者に注目する。（第４図）
		「なおれ」	号令に合わせ、頭を正面に戻すと同時に、旗棒を右腕いつぱいに伸ばして垂直に上げた後、速やかに基本の姿勢に戻る。
各個の敬礼			各個の敬礼は、左手甲を上方に向け、胸部に水平に上げる。（第５図）
行　　進		「前へ…進　　め」	基本の姿勢から、動令に合わせ左足から行進する。 左手は指を伸ばし、歩調に合わせ前後に振る。
行進間の敬　礼		「かしら…右　　」	本旗及び略旗とも停止間の敬礼に同じ。ただし、受礼者には注目しない。

（警察旗操作要領図解省略）